遅延理由書

　事由発生後、３０日以内に届けなければならないところ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の認識不足により提出が遅れてしまいました。

　今後このようなことがないように十分注意致します。

　令和　年　月　日

滋賀県知事　殿

（届出者住所）

（届出者氏名）